

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-10
処分の種類	目的外用途使用者等の特別徴収金の徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第90条の2第6項			
処分の概要	国営土地改良事業で予定した農地が目的外用途に供されるとき、特別徴収金の徴収（関連土地改良事業等の場合）			
処分基準 （未設定の場合 はその理由）	未設定（基準は条例制定により定められるが、処分の先例が無く、法令等の定め以上に具体化するのが困難なため。）			
基準の制定根拠	—			